

平成27年度 事業報告

会 長 和 田 博 恭

近年におけるわが国の人口減少等の社会的要因を背景として、適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、環境等、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、地域住民の生命、身体または財産を保護するとともにその生活環境を保全し、併せて、空き家等の利用を促進するために「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が昨年5月26日に完全施行されました。

この特別措置法の施行を受けて、昨年度から、愛知県下の各市町村でもこの空き家対策に関する施策に関する検討を始めたところです。おそらく、本年度以降には多くの市町村において、空き家問題等に対する具体的な取り組みを開始するものと予測しております。

この空き家等に関する本質的な問題については、いくつかの要因がありますが、その中の一つとして、空き家等の所有者に相続が開始しても相続による登記やその他の手続が適切になされず、その状態が長年にわたって継続した結果、空き家等の所有者の所在が不明となっていることも空き家対策の推進を阻害する要因となっていることも指摘されております。

この不動産に対して、相続登記がされていないことが常態化していることは、空き家問題以外でも所有者の所在を把握することが困難となる土地等を生み出す要因であると指摘されて、国土交通省は、本年3月にその改善に向けた最終とりまとめとガイドラインを発表し、その中で、相談体制を含めた司法書士等の専門家との連携の必要性も報告されております。

昨年度、当会では、これらの問題への取り組みとして、空き家問題等対策部を設置して、愛知県をはじめ、各市町村に対して空き家対策に事業について、所有者調査等における司法書士の専門性が活用できることを呼びかけるとともに、司法書士政治連盟や公共嘱託登記協会の協力を得て、各市町村において協議会等が設置される際に、地域の司法書士が参画できるよう要望を行ってきました。さらには、愛知県土地家屋調査士会との共催による市町村担当者向けの空き家対策に関する研修会も実施する等して、市町村との連携に向けた取り組みを実施いたしました。

また、空き家等の所有者や市民向けには空き家問題110番として電話相談を実施するとともに、本会のホームページ上でもこれらの特設ページを設けて啓発活動を行ってまいりました。加えて、名古屋法務局とも相続登記推進に向けた協議を行って、今後の事業展開についての検討をしているところであります。

ところで、先の東日本大震災及びこれに伴う原子力発電所事故から本年3月11日で5年を経過いたしました。未だ多くの被災者・被害者の方々が被災地をはじめ、全国各地にて、避難生活を余儀なくされているところであり、一日も早く復興がされることを望んでおります。

当会では、震災直後からこれまでの間、岩手県司法書士会からの要請を受けて、陸前高田市、宮古市、山田町等の仮設住宅への巡回相談を行う相談員の派遣事業等を行ってきました。震災からの年月の経過に伴い、被災地域によっては、既に仮設住宅を離れる被災者の方々も多く、これ

までのような巡回相談のみでは、被災者との接点を持つことも困難であるケースも少なくない状況です。そこで、昨年度は、株式会社壺番屋の協力を得て、岩手県司法書士会と共催した法律セミナーとカレーライスのチャリティー販売イベントを併設した相談会を実施いたしました。これらの事業を通して、大規模災害の発生から年月の経過とともに変化する被災者の生活状況に合わせて相談の在り方についても検証の上で、今後の被災地支援活動の方針を検討するとともに、万が一、愛知県で大規模災害等が起きた場合の市民救援体制を整備するための準備を行っております。

昨年度は、司法書士制度においても平成23年の日司連臨時総会で次期司法書士法改正大綱が承認されてから5年が経過いたしました年でもありました。

現在、日司連においても次期司法書士法改正の早期実現するための検討と活動を継続的に行っております。

平成14年の司法書士法改正によって司法書士の活動領域は広がったものの、登記事件の減少や簡裁訴訟事件への関与率の低下など司法書士の執務現場での実績作りに関しては多くの課題を抱えている状況でもあります。また、司法書士に対する市民からの苦情への対応や綱紀事案に対するの措置についても近年増加傾向にある状況でもあります。これらの課題に対して行っていく研究活動や研修事業、相談事業や広報活動等の対外的な事業、さらには適切な執務に向けた会員指導等の実施状況に関する報告については、各部所からの事業報告に譲りますが、司法書士制度の発展は、ひとり一人の司法書士が執務現場での実践によって国民の信頼と期待に応えていくこと無くして成り立たないものであります。司法書士会としては、司法書士のその活動を組織的にバックアップする体制を作ることが重要であると考えますので、今後もより一層の会員の皆様のご協力をお願いする次第であります。

平成27年度 総務部事業報告

総務部長 廣瀬 成隆

1. 品位の保持

会則第49条第2項に基づく会長から綱紀調査委員会への調査付託は21件（内、名古屋法務局からの調査委嘱は15件）あり、量定意見（会則第109条の2）は2件、注意勧告（司法書士法第61条・会則第106条）は8件、会長指導（会則第105条）は37件ありました。また、懲戒処分（司法書士法第47条・第48条）は、業務禁止が1件、戒告が1件でした。

会員に対する苦情は、事務局でこれを受け付け、副会長及び総務部、市民対応窓口で対応しました。苦情申立件数は56件でした。その内容は、総会資料【別紙】記載のとおりです。

新入会員オリエンテーション「司法書士執務に関する法令・会則と注意点」は、昨年度同様に3回実施しました（第1回平成27年7月18日・第2回平成27年12月5日・第3回平成28年3月19日）。

2. 情報の公開

ホームページでは、研修会資料、委員会作成資料等の情報提供をしました。

FAX速報による情報提供をしました。

紙媒体・PDF版の会員名簿と法規会則類集を発行しました。

3. 会員証等の見直し

紙製からプラスチック製への切り換えを前提とした会員証及び司法書士徽章に関する規程一部改正の件が、平成26年12月13日の理事会において可決承認されましたので、平成27年5月1日からプラスチック製の会員証と補助者証にしました。

4. 非司法書士対策

非司法書士排除の調査（司法書士法施行規則第41条の2）は、法務局からの委嘱に対応し、各支部の協力を得て全庁で2ヶ月分の調査を実施しました。

5. 諸規定の見直し

平成27年度の定時総会において、業務賠償責任保険の新たな契約形態を会則第81条の2に新設し、司法書士会の契約の選択の幅を広げることを主な目的とする会則を一部改正（平成28年

3月8日認可) しました。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が、平成27年10月5日に施行され、平成28年1月1日から運用が開始されたことに伴い、これに対応するため特定個人情報取扱規程と特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針を制定し、事務取扱規程の文書保存基準を一部改正(平成27年12月19日施行) しました。

現在の執行態勢に合わせるため、個人情報保護規程を一部改正(平成28年2月27日施行) しました。

6. 福利厚生

福利厚生、会員間の連帯感醸成のためのレクリエーション事業を行いました。

ゴルフ大会(平成27年9月23日)

ソフトボール大会(平成27年10月17日)

カレンダー、司法書士手帳を全会員に配布しました。

7. 事務局

① 事務局長の就任がありました。

田中近喜会員 平成27年4月1日就任

② 下記事務局職員の就職、退職、復職がありました。

春日怜美 平成27年4月30日退職

中原有紀 平成27年4月15日復職

小林尚子 平成28年1月12日就職

8. その他

安否確認システム(携帯電話等へのメール配信を利用した安否確認や情報伝達など)の登録案内を会員専用HP上に掲載しました。

新人研修奨学基金については、本年度1件の申込みがあり、融資を実行しました。

紛議調停については、担当委員会報告の通り4件これを行いました。成立が3件、取り下げが1件でした。

愛知県司法書士会館の大規模修繕のための修繕計画を立てました。

司法書士業務賠償責任保険については、事故処理委員会が、保険会社と打合せ会議を行いました。保険支払い事件は7件でした。

登録調査委員会は開催されませんでした。

平成27年度 経理部事業報告

経理部長 加藤 芳樹

1. 全般

平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日）の一般会計及び特別会計（社会事業特別会計、会館特別会計、新人研修奨学基金会計）の経理並びに会計書類の点検・決済をいたしました。また、適切な予算管理が行われるよう理事会へ収支報告書を提出致しました。

2. 事務職員の昇給及び賞与の査定

事務職員の昇給及び賞与の査定作業をいたしました。

3. 平成27年度の決算書類の作成

平成27年度の一般会計及び特別会計（社会事業特別会計、会館特別会計、新人研修奨学基金会計）の決算書類を作成いたしました。また、収支計算書の内訳表を作成しました。

4. 平成28年度の予算書（案）の作成

平成28年度の一般会計及び特別会計（社会事業特別会計、会館特別会計、新人研修奨学基金会計）の予算書（案）を特に以下の点に留意し作成いたしました。

- （1）退職引当金の増額
- （2）会館建設借入金の返済
- （3）会館大規模修繕計画への対応

平成27年度 企画部事業報告

企画部長 吉川 豊

平成27年度の企画部の事業について、以下のとおり報告します。

1. 組織・運営

(1) 企画部内の組織体制の見直し

企画部内にある9つの委員会が効率的に調査・研究活動を行えるよう、企画部内の組織体制を見直すとともに、部長・次長・理事の役割の再確認を行いました。また、企画部及び各委員会に内在する問題点について検討を行うため、問題点の洗い出しを行いました。次年度は、洗い出した問題点について具体的な改善策を立案していきます。

(2) 委員会の役割の明確化

各委員会の役割を明確にするため、既存の委員会や新たに設置した委員会を、その性格に応じ3つのグループ（①根幹業務研究グループ、②業務開発・次世代業務研究グループ、③法改正対応・司法制度研究グループ）に分類するとともに、各委員会が担うべき役割の再確認を行いました。

(3) 研究テーマ決定の明確化

各委員会の委員全員が共通認識をもって調査・研究活動を進められるよう、決定した研究テーマ及び、その研究テーマに決定した理由・背景が明確となるよう、その手法を見直しました。

(4) 会員への還元に対する意識付け

今期、新たに各委員会の委員になった会員もいますので、その委員を中心に、委員は会員を代表して各委員会が決定した研究テーマについて調査・研究を行い、そして、調査・研究で得られた成果は会員へ還元すべきであるという、委員としての当然の役割・心構えについての意識付けを行いました。

(5) 企画部通信の発行

各委員会の委員募集、権利登記法司研究委員会及び商業・法人登記法司研究委員会が名古屋法務局と行う法司研究会の協議テーマの募集を、企画部通信（FAX）を用いて行いました。

(6) 図書室の整備

各委員会より推薦のあった図書を購入し、蔵書の充実を図りました。また、より使い勝手がよい図書室を目指し、図書室自体を整備するための事前準備を行いました。

2. 調査・研究活動

上記「1. 組織・運営」で記載しましたとおり、各委員会をその性格に応じ3つのグループに分類するとともに、各委員会が定めた研究テーマに従い、調査・研究を行いました。

なお、3つのグループのグループ分けは以下のとおりであり、各委員会の詳細な活動報告は、後掲のとおりです。

【根幹業務研究グループ】

- ①権利登記法司研究委員会、②商業・法人登記法司研究委員会、③民事裁判事務委員会
- ④家事事件研究委員会、⑤成年後見委員会

【業務開発・次世代業務研究グループ】

- ①財産管理業務研究委員会、②企業サポート研究委員会

【法改正対応・司法制度研究グループ】

- ①民法改正検討委員会、②登記業務研究委員会

平成27年度 広報部事業報告

広報部長 杉 坂 美由紀

広報部は、司法書士会が行う対外的な事業（市民公開講座・各種相談会・裁判ウォッチング・電話ガイド・各種110番事業等）を広く市民へ周知させるための広報活動を行うこと、そして社会に対し司法書士制度を広報することを担っています。また、会報を発行して、会員の業務に資するための情報の提供や会の事業の報告等を行っています。

平成27年度も相談会事業や法教育事業、市民公開講座が積極的に開催されたことにもない、新聞・ラジオ・自治体広報・チラシ・ポスターなどさまざまな媒体を利用して事業の告知を行いました。本年度は会の重点事業として空家問題等対策部が設置され、空家問題等への取り組みを始めため、ホームページ上に特設ページを設置し、記者レクの開催などの広報活動にも力をいれました。

また、制度広報の一環として、初めて名古屋法務局との共催で商業登記セミナーを開催しました。社会に対して、商業登記の手続きに関しては司法書士が専門職であるとの理解を浸透させるためにも今後も継続して開催していきたいと考えています。

広報部の運営について、部内には従来から会報編集委員会とパブリシティ委員会が設置されていましたが、より効率的・機動的に広報活動を行うことができるよう組織体制を見直すこととしました。また部長・次長・理事・部会・委員会の役割の再確認を行いました。さらに、広報活動の実質的な充実化を図るため、企画部・社会事業部等との連携をより強化することに努めました。

愛知会のホームページについては、本会の広報のあり方を具現化する場であるとの認識のもとホームページ運営準備委員会を設置し、抜本的なりニューアルに向けた検討・検証を行いました。

1. 司法書士会事業のマスコミへの広報

- (1) 司法書士会の各事業の案内、対外的PRについては、電話・FAX・メールにて各報道機関に配信（合計13件）した上、必要に応じて新聞社・テレビ局などへ事業の趣旨の説明や案内を行いました。
- (2) 重点事業である空家問題や調停センター3周年キャンペーンについて司法記者クラブ・県政記者クラブにて報道関係者に直接説明を行いました。

2. パンフレット・チラシ等の制作

各種相談会が積極的に行われたことにもない、内容に応じた多様なチラシを制作しました。また従来のチラシの配布方法等について見直しと検討を始めました。

3. 会報発行

通常号は隔月発行、連合会総会特集号と合わせて計7号、予定通り発行することができました。

4. 制度広報・事業の広告など

1. 各種相談会・市民公開講座・商業登記セミナーについて、中日新聞及び日本経済新聞に広告を出稿しました。相談会やセミナーの性質によって新聞広告の掲載紙面を、従来の社会面固定から、地域経済面などへ変更することを試行しました。
2. ラジオによる情報提供を増やしました。

5. 新聞名刺広告

多くの会員のご協力により平成27年度は、10月と2月に中日新聞上で名刺広告を行うことができました。

6. ホームページ

本会のホームページのあり方について検討するため、ホームページ運営準備委員会を設置し、アクセス解析や会員へのアンケートなどを参考に議論を重ねました。またホームページを運営する組織体制の見直しを始めました。

7. イベント事業

- ・ 平成27年6月27日（土）春日井市消費生活展に春日井支部とともに参加
- ・ 平成27年9月6日（日）スマイルデーなごやに社会事業部とともに参加
- ・ 平成27年11月7日（土）名古屋市消費生活フェアにブース出展
- ・ 平成27年11月8日（日）ハッピータウンこどものまちに社会事業部とともにブース出展
- ・ 平成27年11月20日（金）自治体向け空家問題研修会に対策部として参加
- ・ 平成28年2月17日（水）商業登記セミナーを本会会館にて開催

8. 対外交流活動

名古屋自由業団体連絡協議会

加盟団体として下記行事に参加しました。

- ◇ 平成27年6月2日（火）
～大学生のための資格業ガイダンス～愛知大学名古屋キャンパス
- ◇ 平成27年6月8日（月）
～大学生のための資格業ガイダンス～愛知学院大学名城公園キャンパス
- ◇ 平成27年6月10日（水）第22回「自由業フレッシュマン・フォーラム」
- ◇ 平成27年11月12日（木）
～大学生のための資格業ガイダンス～名城大学天白キャンパス
- ◇ 平成28年1月24日（日）第34回「生活お困りごと無料相談会」

平成27年度 社会事業部事業報告

社会事業部長 江 里 二 郎

社会事業部では、司法書士の公益的な活動に寄せられる市民の期待に応えるべく様々な活動を実施いたしました。現代社会の構造的な問題から派生する様々な社会問題は深刻さを増しており、司法書士の公益的な活動もより一層重要になってくると思われます。これまでも多くの会員が参加されたことによってなされた事業ですが、今後も引き続きご協力をお願いします。

1. 予防司法の担い手として

① 消費者教育に関する事業

県内の高校に消費者トラブルに関する啓発活動を行う「市民法律教室」を例年どおり開催しました。今年度は教材を見直し、講師養成の機会も設け、よりよい教室が開催できるように工夫をしています。このほか名古屋市主催の子ども向け消費者教育イベントにも参加し、小さな子ども向けの消費者教育にも取り組みました。

② 法教育に関する事業

子どもたちにルールや法律の必要性を理解してもらい生きる力を育む法教育授業を開催。オリジナルまんが「法律のない村」を使った授業は好評を得ています。今年度は出張講義のほか、市民公開講座として小学校5年生を対象とした親子法律教室を開催し、そこでも「法律のない村」を活用して授業を行いました。

2. 社会問題の把握とその対策、関係機関との連携

① 自死問題について

愛知県の委託を受けて自死予防に関する研修を行いました。今年度は地域での連携を意識したテーマの研修を実施しました。また県内各地の保健所の要請を受けてネットワーク会議に参加したほか名古屋市基幹相談支援センターとの連携構築に向けた取り組みが始まりました。また内閣府主催の自殺対策官民連携ブロック会議をはじめとした会議等への参加もしています。

② 高齢者にまつわる問題への対応と地域連携に関する取り組み

自治体等が開催する専門相談等への相談員派遣（名古屋市成年後見あんしんセンター専門相談、みよし市権利擁護支援事業、春日井市 高齢者・障がい者権利擁護センター専門相談）のほか、総合相談センターにおいて「高齢者・障がい者暮らしの困りごと相談会」を開催しました。

また公益財団法人日本ライフ協会が民事再生手続開始申立をしたことに伴う緊急110番を実施しました。

③ 経済的困窮に起因する諸問題への対応に関する取り組み

- ・名古屋市仕事・くらし自立サポートセンター名駅、金山への相談員派遣
- ・日司連司法書士電話相談センターへの協力
- ・多重債務相談（東海財務局、愛知県、名古屋市等）への相談員派遣
- ・日進市社会福祉協議会「心配ごと相談」への相談員派遣

- ・多重債務問題等に関する協議会への参加、研修会等への講師派遣
- ・日司連の経済的困窮者に対する法律支援事業に協力

④ 法テラスとの連携に関する取り組み

春日井市で開催された法テラス地方協議会に講師、コーディネーターを派遣し、民生委員、福祉専門職などとの交流を図りました。また法テラス愛知のセンター相談に相談員を派遣しています。

3. 必要とされる法的支援の実施

① 電話ガイド・定例相談事業

常設の電話ガイドは、毎週月曜日から金曜日の10時から16時まで実施しました。市民が容易に電話による問い合わせや簡単な相談が無料でできることから、司法アクセスのきっかけともなる重要な役割を担っているといっても過言ではありません。また定例相談については法テラスの指定相談場所としての重要な役割を担っています。

② 相続無料電話相談

毎月第2日曜日 午前10時から午後4時まで相続無料電話相談を実施しました。

③ 民事法律扶助の利用促進に関する取り組み

12月を民事法律扶助推進月間と位置付け総合相談センターの定例相談会を無料化しました。また会報で「法テラス活用講座」を連載し、民事法律扶助の利用について会員に周知し、利用促進を図りました。

④ 法の日・相続相談会

例年通り、法の日相談、相続相談会は開催しています。

⑤ 臨時相談会の実施

「高齢者・障がい者くらしの困りごと相談会」、民事法律扶助推進月間「くらしの困りごと無料相談会」を実施したほか、110番事業として「空き家問題110番」「交通事故問題110番」「公益財団法人日本ライフ協会緊急110番」を実施しました。

⑥ 調停センター利用促進のための取り組み

平成27年8月3日から平成28年8月2日まで手続実施者報酬と合意成立手数料を無料化するキャンペーンを継続しています。また、様々な相談窓口担当者に参加してもらい調停センターの活用法とコミュニケーションスキルに関する講座を実施する「調停センター活用講座」を2回開催したほか、依頼を受けて講師派遣などを行いました。

⑦ 相談員の増員と育成

交通事故問題対応相談員名簿を作成するために2回の相談員養成研修を実施し、参加者の中から希望を募り、交通事故問題対応相談員名簿を作成しました。また高齢者にまつわる問題について必要な知識を習得するための西三河支部の研修会の開催に協力しました。

4. その他

岩手県会の要請を受けて宮古市内の巡回相談について相談員を派遣したほか、今年度は福島県会の要請を受け相馬市、南相馬復興支援事務所での相談会へ相談員を派遣しました。また愛知県内に避難されている広域避難者の支援活動に協力しました。

平成27年度 研修所事業報告

研修所所長 高山孝治

研修所では、会員の品位保持及び執務能力の向上を図ることを目的として、司法書士業務をとりまく法令・実務に関連する研修を企画・実施しました。

1. 組織・運営

研修所の事務を「会員研修」「新人研修」の2つに分掌し、その運営を担いました。

会員研修担当

副所長	丹羽 こそえ (名古屋中央)	
所員	浅井 勝己 (熱田・海部)	大類 康彦 (西三河)
	木下 英士 (半田)	小山 真美 (名古屋東)
	戸田 吉隆 (名古屋東)	中嶋 剛士 (名古屋東)

新人研修担当

副所長	井畑 征明 (名古屋中央)	
所員	岡浦 和義 (名古屋東)	尾澤 辰弥 (西三河)
	近藤 健一郎 (名古屋東)	榊原 麻由 (名古屋中央)
	正村 悠記 (名古屋東)	瀧田 安恵 (半田)

2. 会員研修

研修所主催の会員研修会として、今年度は10回の生講義による研修会を含め、後掲別表のとおり合計17回の会員研修会を開催しました。

テーマ選定においては例年同様に、不動産登記、商業登記・企業法務、裁判業務、財産管理業務など、特定の分野に偏らないよう配慮し、後見業務についてもリーガルサポートとの共催研修を実施しました。

本会会場の混雑緩和並びに遠方会員の利便向上を目的とするWEB会議システムを利用した会員研修会のライブ中継については、岩倉・半田・岡崎の3会場にて順次、前述の生講義による研修会のうちの6回において実施しました。WEB会議システムの導入から4年目にさしかかったところですが、導入以来、中継会場において音が割れて聞き取りにくい状況が慢性的に続いておりました。本会会場での音量調節との兼ね合いから根本的な解決策が見あたらなかったことが原因ですが、今年度、その解決策が見つかったことにより、1月開催の岡崎会場及び2月開催の半田会場においては、本会会場における受講と遜色のない音質で中継することができました。今後、講師の声質や会場の状況に左右されることなく、いかにして安定した音質で運営できるかを検証し、確立していく段階に至っております。

また、これら研修所主催の会員研修会のほか、11月には中部ブロック主催研修会の運営補助にあたり、12月には連合会主催中央研修会の同時配信における受信会場としての運営を行って

おります。

その他、収録可能な研修会について、講義の収録DVDを各支部事務所に送付して支部研修で役立てていただくとともに、本会会場の混雑緩和の観点から、2回の単位通知発送や隔月発行の会報誌面などを通じて、本会ホームページでの視聴や会員への貸出し、日司連研修総合ポータルサイトにおけるeラーニングや研修ライブラリについて、研修会への参加以外の受講方法について周知を行いました。

3. 年次制研修

年次制研修は、司法書士が必ず身につけていなければならない職業倫理の保持を目的として、連合会規則に基づいて開催するもので、全員が、登録後満3年目及び満8年目、以後5年を加えた年に参加（任意受講と区別する意味で「参加」と規定されています）しなければならない研修です。平成17年度から実施されており、今年度は11回目ということで、内容も一新されています。本会研修所においては、平成27年9月6日（日）、9月27日（日）、10月18日（日）の3日程にわたって、その運営を担いました。

今年度修了者224名のうち2名については、連合会指導要領に基づく代替措置による対応をしております。また、退会者を除く猶予者等の欠席者5名については、同要領に基づき次年度の年次制研修に参加すべき旨の連絡を行いました。

4. 新入会員オリエンテーション

新規登録者を対象に、総務部と協働して次のとおり新入会員オリエンテーションを開催しました。

- 日時： ①平成27年7月18日（土） 10:30～12:00（参加者34名）
②平成27年12月5日（土） 10:00～11:30（参加者19名）
③平成28年3月19日（土） 10:30～12:00（参加者15名）

内容： 司法書士執務に関する法令・会則と注意点

講師： ①総務部 浅野功嗣次長 ②総務部 廣瀬成隆部長 ③総務部 田中近喜理事

5. 新人研修

(1) 配属フォロー研修

平成26年度配属研修修了者を対象に、配属研修後のフォローを目的として、次のとおり研修会を実施しました。

「第1回」

日時： 平成27年4月11日（土） 10:00～16:50（参加者33名）

内容： ①本人確認と懲戒 ②表題登記と区分建物 ③区画整理

講師： ①総務部 田中近喜次長・浅岡洋隆部員 ②戸田吉隆会員 ③三浦 伸会員

「第2回」

日時： 平成27年5月10日（日） 13:30～17:00（参加者33名）

内容： 簡裁訴訟等代理業務

講師： 八神 聖会員

「第3回」

日 時： 平成27年 6 月20日（土） 10：00～17：30 （参加者32名）

内 容： ①プロボノ活動 ②会務紹介 ③税務 ④商業登記

講 師： ①（社会事業部） ②（各部所長等） ③押谷聡志会員 ④斉藤えみ会員

（2）配属研修

平成27年度司法書士試験合格者を対象に、配属指導員の元で行われる実地研修及びこれに先立つマナーや基本的知識にかかる集合研修またはグループ研修（基礎編1、2）により実施しました。

「基礎編1」

日 時： ①平成27年11月28日（土） 10：00～16：30 （参加者31名）

②平成27年12月6日（日） 10：00～11：50 （参加者30名）

③平成27年12月12日（土） 10：00～16：30 （参加者30名）

内 容： ①司法書士入門、戸籍の見方等 ②商業登記 ③不動産登記

「基礎編2」

日 時： ①平成28年3月12日（土） 10：00～16：30 （参加者30名）

②平成28年3月13日（日） 10：00～17：00 （参加者31名）

内 容： ①倫理 ②「基礎編1」の復習、マナー・コミュニケーション

「実地研修」

平成28年3月9日（月）から4月18日（土）のうち連続する4週間を原則として、実施。修了予定者は31名。なお、これに先立ち平成28年1月23日（土）、本会及び岡崎にて、連合会実施要領に基づく指導員との連絡調整のための打合会を実施しました。

6. その他

（1）各会議の開催状況

以上各事業の準備、打合せ、報告等並びに視聴研修等による単位認定のため、全体会議6回、会員研修担当者会議7回、新人研修担当者会議7回を開催しました。また、支部研修担当者との情報交換、意見交換を目的とした合同会議1回を開催しました。

（2）裁判研修検討会議

連合会において、概ね登録後3年未満の会員を対象としたeラーニングとグループ研修を中心とした新入会員研修プログラムの試行がなされており、平成30年度から本格導入が予定されています。当該プログラムのうち裁判実務分野のプログラムを本会研修所において検証の上、試行実施することを目的として、少数の所員によるプロジェクトチームでの会議5回を開催しました。